

新型コロナウイルス
感染症対策に関する緊急要望書

令和2年4月

岩手県知事 達 増 拓 也

1 地方公共団体の取組に対する財政措置

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策の実行に際して必要となる地方負担はもとより、緊急事態措置が全都道府県に拡大されたことを受け、今後新たに必要となる地方負担や地方が独自に実施する取組についても、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、地方交付税等により適切な財政措置をお願いしたいこと。

2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金配分等への配慮

特に、国で制度創設を予定されている「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」については、本県の医療提供体制の脆弱性、飲食業者を含む中小企業・小規模企業者、農林漁業者及び観光関連産業の事業者等が直面する厳しい経済状況、東日本大震災津波や相次ぐ台風災害からの復興途上であること等の地域事情を十分に考慮した上で、感染症の発生状況にかかわらず、交付額を設定していただくともに、休業等を余儀なくされる事業者への支援などの取組についても幅広く交付対象とし、予算額を大幅に増額するようお願いしたいこと。

加えて、制度融資に対する利子補給や保証料補給など、制度上複数年度にわたり発生する経費に対応するため、所要額の基金への積立を可能とするようお願いしたいこと。

3 医療現場等への医療物資の安定的な供給等

感染防止や医療提供に必要となる医療物資の不足により、医療崩壊が起こらないよう、感染防御等に必要なN95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスプレイザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服等の医療物資について、引き続き、国の責任において速やかに医療物資の調達・供給を進めるとともに、技術的、人的な支援も含め、安心して医療を提供できる体制を進めていただきたいこと。

また、高齢者や障がい児・者など、特に支援が必要な方々が利用する社会福祉施設において、感染防止に必要となるマスク、手指消毒用アルコール等の衛生物資の安定供給に全力で取り組んでいただきたいこと。

さらに、簡易検査キット、特効薬及びワクチンの早急な開発、実用化に向けて、新薬研究を国を挙げて支援し、新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消に努めるとともに、安心な医療体制の構築をお願いしたいこと。

4 発熱外来及び入院医療提供体制の整備に向けた国の支援

患者数が大幅に増えた時に備えた発熱外来及び入院医療提供体制の整備に向けて、重症者及び中等症者を医療機関で適切に治療できるようにするため、また、軽症者等を宿泊施設や自宅等で診療するために、引き続き医療法及び健康保険法上の弾力的な運用を認めるとともに、臨時の医療施設を含め国の財政的、人的な支援（医療従事者の派遣を含む）の実施をお願いしたいこと。

5 感染リスクの拡散防止及び国民の行動変容を促すための注意喚起の徹底

国の責任において、都道府県域を超える移動の自粛及び他の地域に移動する方々に対する移動先での健康管理の徹底など、注意喚起の徹底をお願いしたいこと。

併せて、国民の行動変容を促すため、国民に対して分かりやすく、統一的でかつ正確な情報発信をお願いしたいこと。

また、在留外国人に対しても多言語による同様の注意喚起の徹底、情報発信をお願いしたいこと。

6 地域の実情に応じた経済対策

中小企業・小規模企業者、農林漁業者及び観光関連産業の事業者等が事業を継続し雇用が維持されるよう、必要な経済対策をお願いしたいこと。

特に、本県の事業者は、国からの支援も受け、東日本大震災津波や相次ぐ台風災害からの復興に取り組んでいるところであり、こうした中で発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、より一層厳しい環境に置かれていることから、県全体のなりわい再生・復興の観点を踏まえ、特段の御支援をお願いしたいこと。

事業継続のために新たに創設される「持続化給付金」については、早期に給付するとともに、必要に応じて複数回の給付をお願いしたいこと。

また、雇用調整助成金については、上限額の引き上げや早期給付のための手続きの簡素化を行うとともに、激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職していなくても失業給付を受給できる雇用保険の特例措置について、今回も対象とするよう弾力的な運用を行うこと。

7 感染防止の協力要請に対する補償と観光・宿泊・飲食・イベント等への救済措置

外出の抑制の要請であっても飲食店をはじめ事業者に多大な影響が生じることから、緊急事態宣言の趣旨を徹底する観点からも、国の責任のもと事業者への損失補償を行うとともに、感染拡大で影響を受ける観光・宿泊・飲食・イベント等の事業者に対する救済的な措置を講じていただきたいこと。

併せて、休業した事業者の家賃負担を軽減するため、テナントの支払を猶予する法制的措置を至急講じていただきたいこと。

8 公共交通事業者に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に伴い事業収入が大幅に減少している鉄道事業者、路線バス事業者、航空事業者等の公共交通事業者に対し特段の御支援をお願いしたいこと。

9 教育現場における取組への支援

学校の臨時休業に伴い、児童生徒の学習に遅れが生じることがないように、国においては、地方公共団体が実施する創意工夫をこらした「まなびの支援」に必要な財源について、その全額を国の責任において確保いただきたいこと。

国においては、戦略的な構想の下で、児童生徒向けの1人1台端末と高速ネットワーク環境の実現を目指す「GIGAスクール構想」を強力に推進し、在宅学習をはじめ、Society5.0にふさわしい学習環境の迅速な整備をお願いしたいこと。

10 風評被害、差別意識の排除の推進

感染者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではないことから、しっかりと病気の特性について国民に説明するとともに、人権や風評被害に配慮した対策を講じていただきたいこと。

11 被災地への配慮

本県は東日本大震災津波や相次ぐ台風災害からの復興に取り組んでいるところであり、こうした中で発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、被災地の復興に遅れを生じさせないためにも、特段の配慮をお願いしたいこと。